

## 災害時等におけるトイレカーの派遣の実施等に関する協定書

高知県（以下「甲」という。）と四国開発株式会社（以下「乙」という。）は、災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。）が発生した場合（以下「災害時」という。）等におけるトイレカーの派遣の実施等に関して必要な事項を定めるものとする。

### （目的）

第1条 この協定は、災害時において、甲が乙に協力を求める際の手続き等を定めることを目的とする。

### （対象）

第2条 この協定における対象は、避難所等のトイレ機能の拡張を行うための、トイレカーの派遣の実施等とする。

### （災害時の協力要請）

第3条 甲は、災害時、乙に対し県内外の被災状況等を勘案して第5条第1項各号に定めるトイレカーの派遣等の協力要請を行うことができるものとする。

2 甲は、前項の協力要請に当たっては、派遣場所、台数、派遣内容、期間及びその他必要と認められる事項を記載した協力要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により協力要請を行うことができるものとし、後日、要請書を速やかに提出するものとする。

### （協力）

第4条 乙は、前条第1項の協力要請があったときは、可能な限りこれを実施するものとする。

### （派遣の実施）

第5条 乙が甲の協力要請に基づいて行うトイレカーの派遣等の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 市町村が開設した避難所におけるトイレカーの派遣及び管理運営の実施
- (2) 甲が指定する被災場所等におけるトイレカーの派遣及び管理運営の実施
- (3) 前各号に掲げるもののほか、甲が指定する支援

2 乙は、甲から第3条第1項の協力要請を受けたときは、速やかにこれに応じ、その要請内容の実現に努め、また、その措置の状況について、状況報告書（第2号様式）を甲に提出し、報告するものとする。

### （費用負担）

第6条 乙がトイレカーの派遣の実施に要した費用負担については、次のとおりとし、その内容は当該各号に定めるところによる。

(1) 甲が負担する費用 災害救助法（昭和22年法律第118号）第21条の規定に基づく災害救助費負担金の対象となる次のアからキまでに掲げる費用

ア 車両の輸送費用（平時の設置場所と被災地の往復輸送に係る経費）、（車両の運搬、牽引に係る経費）

イ 車両の活用の際に必要となる「土地の賃借」に係る費用（公有地がなく、民有地を使用する場合）

ウ 車両の消耗品の購入費用（トイレットペーパー、洗剤、清掃用具等）

エ 電気料（トイレ内の照明や暖房便座に係る電気料）、燃料費（車両の移動に要した燃料費）

オ 車両の原状回復工事費

カ 車両の電気、上下水道等の生活インフラの接続・着脱工事費

キ 車両の管理要員等の人員費（清掃管理要員等の人員、供与期間中の維持管理及び軽微な補修等費）

(2) 乙が負担する費用 トイレカーの搬入及び搬出に係る人件費その他派遣において必要となる費用

2 前項の規定にかかわらず、災害等廃棄物処理事業費補助金交付要綱（環境省所管の国庫補助金）別表に規定するし尿処理に係る費用は、災害発生市町村（災害救助法第2条第1項に規定する災害発生市町村をいう。以下同じ。）から災害等廃棄物処理事業の委託を受けた者が負担する。

3 前2項のほか、事業の実施に際し、別途費用負担が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

#### （費用の支払）

第7条 甲は、乙から前条第1項第1号に規定する費用の請求があった場合は、請求書を受理した日から30日以内に乙に支払うものとする。

#### （連絡体制の整備）

第8条 甲及び乙は、災害時に備え、平常時から連絡体制を整備するため、連絡担当者名簿（第3号様式）を相互に提出するものとする。

2 甲又は乙は、前項の規定により提出した連絡担当者名簿の内容に変更が生じた場合は、速やかに、変更後の連絡担当者名簿（第3号様式）を提出するものとする。

#### （平常時の協力要請）

第9条 乙は、平常時、甲の協力要請に基づく次の各号に掲げる防災イベント、防災訓練及び防災啓発活動等（この項において「防災イベント等」という。）への参加について、可能な限り協力するものとする。

(1) 甲が主催、共催又は後援する防災イベント等

(2) 前号に掲げるもののほか、甲が指定する防災イベント等

2 第3条から第5条までの規定は、前項の場合について準用する。

- (1) 甲が負担する費用 災害救助法（昭和22年法律第118号）第21条の規定に基づく災害救助費負担金の対象となる次のアからキまでに掲げる費用
- ア 車両の輸送費用（平時の設置場所と被災地の往復輸送に係る経費）、（車両の運搬、牽引に係る経費）
  - イ 車両の活用の際に必要となる「土地の賃借」に係る費用（公有地がなく、民有地を使用する場合）
  - ウ 車両の消耗品の購入費用（トイレットペーパー、洗剤、清掃用具等）
  - エ 電気料（トイレ内の照明や暖房便座に係る電気料）、燃料費（車両の移動に要した燃料費）
  - オ 車両の原状回復工事費
  - カ 車両の電気、上下水道等の生活インフラの接続・着脱工事費
  - キ 車両の管理要員等の人員費（清掃管理要員等の人員、供与期間中の維持管理及び軽微な補修等費）
- (2) 乙が負担する費用 トイレカーの搬入及び搬出に係る人件費その他派遣において必要となる費用
- 2 前項の規定にかかわらず、災害等廃棄物処理事業費補助金交付要綱（環境省所管の国庫補助金）別表に規定するし尿処理に係る費用は、災害発生市町村（災害救助法第2条第1項に規定する災害発生市町村をいう。以下同じ。）から災害等廃棄物処理事業の委託を受けた者が負担する。
- 3 前2項のほか、事業の実施に際し、別途費用負担が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

（費用の支払）

第7条 甲は、乙から前条第1項第1号に規定する費用の請求があった場合は、請求書を受理した日から30日以内に乙に支払うものとする。

（連絡体制の整備）

第8条 甲及び乙は、災害時に備え、平常時から連絡体制を整備するため、連絡担当者名簿（第3号様式）を相互に提出するものとする。

2 甲又は乙は、前項の規定により提出した連絡担当者名簿の内容に変更が生じた場合は、速やかに、変更後の連絡担当者名簿（第3号様式）を提出するものとする。

（平常時の協力要請）

第9条 乙は、平常時、甲の協力要請に基づく次の各号に掲げる防災イベント、防災訓練及び防災啓発活動等（この項において「防災イベント等」という。）への参加について、可能な限り協力するものとする。

(1) 甲が主催、共催又は後援する防災イベント等

(2) 前号に掲げるもののほか、甲が指定する防災イベント等

2 第3条から第5条までの規定は、前項の場合について準用する。

(協定の有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の1箇月前までに甲乙双方から申出がない場合は、同一の条件で、協定期間を1年間延長するものとし、以後この例によるものとする。

(市町村への委任)

第11条 甲が災害救助法第13条第1項の規定に基づき、救助を迅速に行うため必要があると認め、この協定に係る甲の事務を災害発生市町村の長が行うこととしたときは、乙は、当該災害発生市町村の長の協力要請に基づいて、この協定に定める事項を実施するものとする。

(協議事項)

第12条 この協定に定めのない事項が生じたとき又はこの協定に疑義が生じたときは、必要に応じて甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上それぞれ1通を保有するものとする。

令和8年3月3日

甲

高知県知事

乙

四国開発株式会社

代表取締役

第1号様式（第3条関係）

年 月 日

四国開発株式会社

代表取締役

高知県知事

協 力 要 請 書

災害時におけるトイレカーの派遣の実施等に関する協定書第3条の規定に基づき、次のとおり要請します。なお、同協定書第5条第2項の規定に基づいて、本要請に対する供与状況を、状況報告書にて報告してください。

記

1 要請する内容・物資等

日時	派遣場所	台数及び派遣内容	備考
月 日			

2 特記事項（期間など）

第2号様式（第5条関係）

年 月 日

高知県知事 様

四国開発株式会社  
代表取締役

状 況 報 告 書

年 月 日付けであった協力要請のあったことについて、災害時におけるトイレカーの派遣の実施等に関する協定書第5条第2項の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

1 供与等の内容

日時	供与等の場所	台数及び供与内容	備考
月 日			

2 特記事項（期間など）

第3号様式 (第8条関係)

連絡担当者名簿

名 称			
所在地			
代表者氏名			
担当部署名	電話番号		
	F A X		
	E-Mail		
担当者職・氏名・連絡先電話番号 (勤務時間外)			
第1順位者 _____			
		自宅・携帯	
		TEL (勤務時間外)	_____
第2順位者 _____			
		自宅・携帯	
		TEL (勤務時間外)	_____
第3順位者 _____			
		自宅・携帯	
		TEL (勤務時間外)	_____

